

議案第122号

港区職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 改正内容

給料表の引下げ改定に伴う退職手当への影響を考慮し、令和2年1月1日から同年3月31日までに定年退職等をした職員の退職手当について、激変緩和措置を実施します。

当該職員の退職手当の支給に係る基本額（給料月額）は、議案第121号「港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」による「港区職員の給与に関する条例」（以下「給与条例」といいます。）の改正がなかったものとみなした額を用いて計算します。

（例）行政職給料表（一）3級105号給（係長）の職員が令和2年3月31日に定年退職した場合（支給率（月数）：47.70月）

【激変緩和措置無しの場合】

改正後の給与条例の給料月額（393,200円）にて計算
基本額＝18,755,640円

【激変緩和措置有の場合】

改正前の給与条例の給料月額（396,100円）にて計算
基本額＝18,893,970円（差額：138,330円）

2 施行日

公布の日